

入札心得

諏訪市

1. 趣旨

諏訪市が行う建設工事及び業務委託(以下「工事等」という。)の競争入札に参加しようとする者並びに随意契約を行う場合における見積をしようとする者(以下「入札等参加者」という。)は、別に備える設計図書、仕様書、建設工事請負契約書(案)又は委託契約書(案)、この入札心得及び現場等を熟覧し、次に掲げる入札関連例規を熟読し、承諾の上で入札しなければならない。

- ① 諏訪市財務規則(昭和 55 年諏訪市規則第 1 号)
- ② 諏訪市の発注する建設工事及び建設コンサルタントの業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成 5 年諏訪市告示第 1 号)
- ③ 諏訪市建設工事入札制度合理化対策要綱(平成 5 年諏訪市告示第 2 号)
- ④ 諏訪市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成 20 年諏訪市告示第 133 号)
- ⑤ 諏訪市総合評価落札方式試行要綱(平成 21 年諏訪市告示第 43 号)
- ⑥ 諏訪市最低制限価格制度実施要綱(平成 23 年諏訪市告示第 29 号)
- ⑦ 諏訪市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年諏訪市告示第 69 号)
- ⑧ 低入札価格調査制度事務処理要綱(平成 14 年諏訪市告示第 54 号)

2. 入札保証金の納付

- (1) 入札等参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。
 - ① 入札等参加者が保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を提出して確認を得たとき。
 - ② 入札等参加者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模を同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められたとき。
 - ③ 前①、②に掲げるもののほか、これらに準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められたとき。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。
- (3) 入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

3. 入札又は見積りの方法

- (1) 入札等参加者は、入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)に所要事項を記入の上、これを入札当日までに入札場所に差し出さなければならない。入札書等の押印を省略する場合は、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。
- (2) 入札又は見積りは、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書等に記載する金額は、消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ箇所ごとに作成しなければならない。
- (3) 入札等参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を提出して確認を受けなければならない。
- (4) 入札等参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札等参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札等参加者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (6) 入札書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して提出期限までに、入札執行者に提出しなければならない。

(7) 一度提出した入札書等は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

4. 公正な入札の確保

- (1) 入札等参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札等参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札等参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札等参加者は、落札者の決定前に、他の入札等参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

5. 入札の辞退

- (1) 入札等参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前であつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送その他入札執行者が認めた方法(入札日の前日までに到達するものに限る。)により行う。
 - ② 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書等を、入札執行者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6. 入札の取りやめ等

- (1) 入札等参加者が協定し、又は不穏な行動をなす等により、入札が公正に執行することができないと認められるときは、市長又は入札執行者(以下「市長等」という。)は、当該入札等参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 談合情報があった場合は、諏訪市談合情報対応マニュアルに基づき対応するものとし、当該入札等参加者は市長等の指示に従わなくてはならない。
- (3) 発注機関の長は、入札公告及び設計図書等の関係書類又は入札手続きに不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札手続等を取りやめるものとする。

7. 入札の無効

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ① 競争に参加する資格のない者のした入札
 - ② 入札書の提出期限後に到達した入札
 - ③ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ④ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
 - ⑤ 入札書に添付して提出することが求められている工事費内訳書その他の資料(以下「工事費内訳書等」という。)を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
 - ⑥ 記名を欠く入札(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札。)
 - ⑦ 金額を訂正した入札
 - ⑧ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑨ 明らかに連合によると認められる入札
 - ⑩ 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 次のいずれかに該当する場合にその提出された工事費内訳書等は無効とし、当該内訳書に係る入札書等は無効とする。
 - ① 工事費内訳書等の提出がない場合
 - ② 工事費内訳書等に示された総額と入札書等に記載された金額とが相違する場合(当該内訳書の金額に係る千円未満の端数処理(切り捨てた場合に限る。))による相違を除く。)
 - ③ 工事費内訳書等に記載された日付、工事名又は工事場所に誤記があり、当該入札書等との同一性が判別できない場合

- ④ その他あて先若しくは署名に著しい誤記がある場合、その他適正な入札の執行を妨げると入札執行者が判断した場合
- (3) 入札等参加者が、入札参加資格審査にあたり暴力団又は暴力団関係者ではないこと等を約し提出した誓約書において、虚偽の誓約をし、又は誓約書に反するとき、又は警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があったときは、当該者の入札を無効とする。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に、次の各号のいずれかに該当する関係がある場合には、その者のした入札は無効とする。
 - ① 資本関係 商法上の親会社と子会社との関係にある場合、又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合、又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他第一号及び第二号と同一視できる資本関係又は人的関係があり、入札の適正さが阻害されると認められる場合
- (5) 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効とする。
 - ① 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき(契約担当官等が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。)
 - ② 入札公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき
 - ③ 入札関連例規に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき

8. 設計図書等に対する質問・回答

発注機関の長は、入札公告等に示す期間に、設計図書等に対する質問を受け付け、当該質問に対する回答を行う。なお、質問者への直接の回答は行わない。

9. 経営事項審査結果通知書等

- (1) 建設工事の入札参加者は、入札公告日から落札決定日の間において、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日を基準日とした経営事項審査(以下「経審」という。)結果の通知を受けていなければならない。
- (2) 前項の経審結果の通知を受けていないときは、入札に参加できない。

10. 開札

開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札等参加者立会いにより行うものとする。

11. 落札者及び落札価格の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者(落札候補者)とする。ただし、その者の入札価格が次の各号のいずれかに該当する場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者又は価格その他の条件が最も有利なものを落札者(落札候補者)とする。
 - ① 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。
 - ② 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 - ③ 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。
 - ④ 総合評価落札方式により落札者を決定するとき。
- (2) 前項②又は③に該当する入札を行った者は、市長の行う調査に協力しなければならない。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。
- (4) 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 落札価格の決定に当たっては、入札書等に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

12. 再度入札

- (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとする。ただし、予定価格を事前に公表した場合は、再度の入札は行わず不調とする。
- (2) 業務委託の入札においては、再度の入札により落札に至らない場合には、再度の入札の最低応札者と最高2回まで見積もりによる入札を行うことができるものとする。

13. 契約保証金の納付(A)

- (1) 落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、⑤の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託しなければならない。
- ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ③ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
 - ④ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - ⑤ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。
- ① 契約金額が50万円以下であり、かつ契約者が契約を確実に履行するものと認めたとき。
 - ② 当初設計金額が50万円を超え500万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行する者と認めたとき。
- (3) 契約者が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- (4) (1)の規定により、落札者が(1)の②または③に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、(1)の④または⑤に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

14. 契約保証金の納付(B)

- (1) 落札者は、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。
- (2) 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3に達するまで、市長は、保証金額の増額を請求することができ、契約者は、保証金額の減額を請求することができる。

15. 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定後5日以内(休日を含む。ただし、5日目が休日の場合は、休日明けまで。)に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が1億5千万円以上の工事については、仮契約を締結するものとする。
- (2) 前項ただし書きの工事については、諏訪市議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。
- (3) 契約に要する経費は、落札者の負担とする。

16. 工事等の着手

契約者は、契約(本契約)締結後10日以内に、工事等に着手しなければならない。

17. 異議の申立

入札等参加者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、建設工事請負契約書(案)又は委託契約書(案)及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(備考)

この心得は、工事に要する材料購入の場合に準用する